



購読料 年8,000円
送料共 但し、会員
は会費に含まれる
発 行 所
京都府保険医協会
〒604-8162 京都市中京区烏丸通
蛸薬師上ル七観音町637 第41長栄
カーニープレイス四条烏丸6階
電話 (075) 212-8877
FAX (075) 212-0707
編集発行人 山田 吉信

主な内容

- 入院中の他医療療養病棟の実情 (2面)
- 医療費控除の範囲について (2面)
- 提言とんでもないTPP参加 (3面)
- 右京医師会と懇談 (4面)

ご用命はアミスまで

- ◆医師賠償責任保険
- ◆休業補償制度 (所得補償、傷害疾病保険)
- ◆積立傷害保険
- ◆自動車保険・火災保険

上記事業は(有)アミスが
取扱っています。
☎075-212-0303

人の尊厳貶める「人体展」

医療者・弁護士らが訴え

協会などが主催する講演
会「医学・医療に関わる倫

理について考える―人体の
不思議展開中止運動を
きっかけとして―は2月20
日に開催され、医療関係者
など65人が参加した。開
会に際して関理事長は「京
府警に告発をしたことや厚
労省が『標本は遺体』との
認識を示したことで、取り
組みが進んだ。人は死んで
も尊厳が守られなければ
ならず、本日は議論を深め
たい」と挨拶した。

初めに、「人体の不思議
展を考える京都ネットワー
ク」呼びかけ人で京都法律
事務所の小笠原伸児弁護士
が、京都展開催中止運動に
ついて報告。最も重大な問
題点が本物の死体を営利目
的で展示したことにあると
した上で、主催者を京都府
警に告発し、民事訴訟を提



講演する小笠原伸児弁護士と末永氏

起したのは、倫理的問題に
止まらない法的問題を解明
しない限り、8年経てき
た同展を中止させることは
できないからと述べ、問題
点を詳細に解説した。ま
た、ネットワークの目的
は、人体の不思議展の開催
中止であり、二度と開催さ
せないために民事訴訟の中
で進む死体の商

品化とその是非などにつ
いて詳しく解説した。また、
医学・医療団体による権威
付けなど、専門家による正
当化が同展を後押しした事
実を明らかにし、過去の経
緯を検証し反省することが
必要とした。そして、死
体の尊厳を損なう扱いは、
危険性につながるとして、
同展と決別するときにきて
いると結んだ。

フロアからは4人が発
言。京都民医連中央病院病
理医の若田泰氏は、戦争中
の医学犯罪の実態とその当
事者が戦後も医学界の中心
にいたことを取り上げ、無
反省が人体の不思議展との
共通点であることや、「過
去を省みる」ことのできな
い者は再びそれを繰り返す
との言葉を引き、事実を検
証し社会的に発言・行動す
ることが重要だと述べた。

代議員等の改選公示

3月14日16時 締切

代議員等の地区別定数一覧 会員数は2011年2月1日現在

地 区	会員数	代議員	予備代議員
京 都 北	99	4	4
上京東部	70	3	3
西 陣	124	5	5
中京東部	73	3	3
中京西部	134	5	5
下京東部	83	3	3
下京西部	153	6	6
左 京	225	8	8
右 京	167	6	6
西 京	130	5	5
東 京	65	3	3
山 科	112	4	4
伏 見	245	9	9
乙 訓	123	5	5
宇治久世	206	7	7
綴 喜	83	3	3
相 楽	80	3	3
龜 岡	58	2	2
船 井	41	2	2
綾 部	22	1	1
福 知	64	3	3
舞 鶴	55	2	2
与 謝	40	2	2
北 丹	27	1	1
計	2,479	95	95

※選挙権を有しない研修医会員42名、所属地区なし3名は除く。前回定数と同数。

京都府保険医協会の代議
員及び予備代議員は、11年
4月30日をもって、任期
(2力年)が終了となります
ので、規約第14条及び選挙
規定第2章「代議員及び予
備代議員の選挙規定」によ
り次の通り選挙の公示をし
ます。

注1 規約第14条の1及
び選挙規定第20条により以
下は本協会事務局気付、京都
府保険医協会代議員会議長
までご提出下さい。
注2 立候補届出書及び選
挙人名簿(11年2月1日付)
は既に各地区医師会長宛に
宛て送付致しました。また
立候補届出書及び選挙人名
簿は本協会事務局にも用意
してあります。

注1 規約第14条の1及
び選挙規定第20条により以
下は本協会事務局気付、京都
府保険医協会代議員会議長
までご提出下さい。
注2 立候補届出書及び選
挙人名簿(11年2月1日付)
は既に各地区医師会長宛に
宛て送付致しました。また
立候補届出書及び選挙人名
簿は本協会事務局にも用意
してあります。

主張

医療機関等
に対する厚生
労働省・地方厚
生局の「指導」
強化が進んで
いる。例えば、
従来保険診療
の基本の周知徹底を目的と
している新規個別指導にお
いても09年度よりカルテ記
載のない医学管理料、在宅
医療点数算定等については
該当レセプトに関して自主
返還が求められるように
なっている。

また、全国的には個別指
導のやり方も指導医療官や
事務官が威圧的態度や暴言
的言葉使用で進めていく犯
罪捜査まがいの「指導」が
間々行われて来た。本省に
返さなければならぬ。
元来指導とは、健康保険
法73条等に定められた「厚
たカルテのコピーが取られ
ようとするればそれを拒否す
ることができない(絶対拒否
は厚労省も否定し得ない。
したがって、例えば持参し
たカルテのコピーが取られ
ようとするればそれを拒否す
ることができない(絶対拒否
は厚労省も否定し得ない。
したがって、例えば持参し
たカルテのコピーが取られ
ようとするればそれを拒否す
ることができない(絶対拒否

個別指導に弁護士の帯同を

協会が斡旋しています

その性格は「行政指導」で
あり、実施に当たっては、
行政手続法32条の規定「任
意の協力によってのみ表現
される」ものである。これ
不正請求は許されず厳重に
指導に際しての行政側の
恫喝的態度等を許さず、本
来の懇切丁寧な指導を表現
する手立てとして、各地で
報告されている。

正されるべきである。
そもそも3週間前に突然
の通知が来て、なぜ自分が
個別指導か? と思ひ当た
らず不安に駆られる医師が
多いのではないだろうか。
通知時に選定理由を聞きた
いところであるが、残念な
がら現在のところ実現して
いない。協会では情報開示
請求を行っている。

京都府でも、今年より
規定を定めて帯同弁護士の
斡旋を開始している。2月
19日の保団連近畿ブロック
総会では、「指導・監査と保
険医の権利」と題して帯同
を援助するものである。診
療や請求内容の議論には一
切立ち入らないことは各弁
護士が強調しているところ
である。実際は、被指導者
は緊張のあまり行政側の質
問を聞き間違え、誤解を招
く返答をしてしまう場面が
多く、弁護士が耳元で囁い
て修正できたケースが多数
だきたい。

京都府でも、今年より
規定を定めて帯同弁護士の
斡旋を開始している。2月
19日の保団連近畿ブロック
総会では、「指導・監査と保
険医の権利」と題して帯同
を援助するものである。診
療や請求内容の議論には一
切立ち入らないことは各弁
護士が強調しているところ
である。実際は、被指導者
は緊張のあまり行政側の質
問を聞き間違え、誤解を招
く返答をしてしまう場面が
多く、弁護士が耳元で囁い
て修正できたケースが多数
だきたい。

旧聞だ
が、某信用
金庫の調査
で、今年の
お年玉は景
気の現状を反映してか昨年
に比べて少し減少したとの
こと。一方、お年玉をもらっ
た子ども達の預貯金は増加
したということで、子ども
にまで買い渋りが及んでい
るようである。国内需要が
回復しないはずである▼一
方、インターネットの接続
はドンドン増加し、そのよ
うなことに疎い寸評子には
よく判らないが、iPad
レスが足りなくなるとい
い。桁数の多いバージョン
6に切り替えて対応するら
しいが、この方面の需要は
伸び、情報のグローバル化
の一端を示している▼新日
鉄と住友金属が合併に向け
て動き出した。これも経済
のグローバル化のためのよ
うで、国内に同業社がい
くつもあって国内で競争し
て消耗しては国際的な競争
についていけないということ
のようである。金に物を言
わせてや政府主導などとい
うあるようだが、欧米や
韓国などではそれぞれの国
内での産業の統合が進み、
いわゆる国際競争力のある
会社ができている。国内で
作って輸出しているのは、輸
送コストで価格競争に勝て
ないので新興国に工場まで
作って現地生産しないとい
けない時代らしい。国内は
ますます空洞化していくの
だろうか▼そのような
か、医療や介護関係が成長
産業として目付けられる
のも、その対象になる高齢
者が増加する国内事情を表
しているのであらう。この
国のあり方をよくよく考え
ねばならない。(門雀庵)

医療費控除の範囲について

確定申告時において、医療費を一定金額以上支払っている場合、医療費控除として所得から差し引くことができます。

医療費控除の範囲をお知らせしますので、先生方はもちろん患者のみなさんにも周知下さい。

なお、医療費控除の申請については領収書の原本提示が必要ですが、税務署では領収書の確認ができれば領収書を本人に返却するとしています(申告書郵送時の場合は、返戻を希望する旨の書面及び返信封筒を同封することが必要)。

申告後、高額療養費や高額医療費の償還申請に使用する際は領収書を返却してもらって下さい。

医療費控除の対象となるのは、本人分だけでなく生計を一にする配偶者やその他の親族分も対象となります。

医療費控除のみの還付申告については、確定申告期間の3月15日以降でも取扱いをしていますので医療費控除の適用が受けられる方は還付申告をして下さい。

通常の医療費

- ①医師、歯科医師に支払った診療費、治療費
- ②治療、療養のために必要な医薬品の購入費
- ③病院、診療所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、助産所へ支払った入院費、入所費
- ④治療のためにあんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費
- ⑤保健師や看護師又は准看護師に療養(在宅療養を含む)上の世話を受けた費用及び療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払った療養上の世話の費用
- ⑥助産師による分べんの介助および妊婦の保健指導の費用
- ⑦国民健康保険で療養を給付を受けた人の市町村や特別区または健康

特別な費用・施設の利用料金

- ①おむつ購入費用および賃料
※ただし、イ. 傷病によりおおむね6カ月以上にわたり寝たきり状態にあると認められる者、ロ. その傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる者。イロいずれにも該当し、治療を行っている医師が記載した「おむつ使用証明書」の発行があること
※おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村が主治医意見書の内容を確認した書類又は主治医意見書の写しを「おむつ使用証明書」に代えることができる
- ②ストマ用装具に係る費用
※退院後も継続してストマケアの治療を受ける必要があり、その治療上、適切なストマ用装具を消耗品として使用することが必要不可欠であると医師が認め「ストマ用装具使用証明書」の発行があること
- ③温泉利用型健康増進施設(クアハウス)として認定を受けた施設で、医師の指導により温泉療養を行うための利用料金
※医師が発行した「温泉療養証明書」の提示が必要
- ※治療のために支払われた設備の利用料等であることを明記した施設の領収書が必要
- ④指定運動療法施設(スポーツクラブ等)として認定を受けた施設で、医師が治療のために患者に運動療法を行わせるために必要な利用料金
※医師が発行した「運動療法実施証明書」の提示が必要
- ※治療のための施設の利用料であることを明記した施設の領収書が必要

介護保険関係

- ①指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の施設サービス
要介護度1～5の認定を受け指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設に入所する人の介護費、食費、居住費の自己負担額の2分の1相当額
※対象費用の額が記載された指定介護老人福祉施設利用料等領収証の添付又は提示が必要
- ②居宅サービス
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づいて右表の対象となる居宅サービス等を利用する人の自己負担額

医療費控除の対象となる居宅サービスの対象と	上記の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるもの	医療費控除の対象となる居宅サービスの除外
・訪問看護 ・介護予防訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・介護予防訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導【医師等による管理・指導】 ・介護予防居宅療養管理指導 ・通所リハビリテーション【医療機関でのデイサービス】 ・介護予防通所リハビリテーション ・短期入所療養介護【ショートステイ】 ・介護予防短期入所療養介護	・訪問介護【ホームヘルプサービス】(生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事的援助)中心型を除く) ・夜間対応型訪問介護 ・介護予防訪問介護 ・訪問入浴介護 ・介護予防訪問入浴介護 ・通所介護【デイサービス】 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護【ショートステイ】 ・介護予防短期入所生活介護	・認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム】 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入居者生活介護【有料老人ホーム等】 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・介護予防福祉用具貸与

※自己負担額(対象費用の額が記載された「居宅サービス利用料領収証」の添付または提示が必要)

多く、また、他科への受診はまずない」と、請求事務規定は存在していた。新たな

「耳鼻咽喉科や眼科への受診が中心であり、また、他医療機関を受診するのだから、処置や投薬が行われる。療養病棟入院基本料が、70%減算を免れることが、70%減算されること

療養病棟入院基本料に關しては、10年4月改定以前からこの入院料70%減算の規定は存在していた。新たな

他医療機関受診した日は入院料がなんと2340円！									
診療日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日
入院日	21年 8月 31日	21年 8月 31日	21年 8月 31日	21年 8月 31日	21年 8月 31日	21年 8月 31日	21年 8月 31日	21年 8月 31日	21年 8月 31日
入院料	730 × 15 日	10960	10960	730 × 2 日	1460	1460	730 × 3 日	2106	2106
診療料	234 × 1 日	234	234	234 × 2 日	468	468	234 × 3 日	702	702
その他	×	6074	6074	×	×	×	×	×	×
合計	19,420	19,420	19,420	57,368	57,368	57,368	26,820	26,820	26,820

他医療機関受診の規制が強化されてすぐの2010年4月診療分のレセプト(今回の取材病院)。診療実日数30日と、4月中ずっと入院している事例だが、もともとの入院料が低いこと、他医療機関受診した日が4日あり、その日の入院料が70%減算され、1日わずか234点となってしまったことから、総点数が2万点を切った。これでは入院医療が成り立つはずがない。

「せめてこの投薬の制限だけでなくなくなってくれたら」と、担当者は漏らす。受診のために必要な人手

患者本人が入院中に外出する場合は、外出許可願・許可証等によって管理をされているが、患者の家族までは入院側医療機関で管理

「入院中の他医療機関受診の取扱いが変更され、規制が強化されたことは、改定時の説明会等により、頭では理解していた。しかし、その影響を日が経つにつれて実感していったのだという。療養病棟への入院希

「他科への受診が必要な疾病による入院適応がない限り、転院はまず不可能」というのが現実である。厚生労働省はもっと現場に目を向けるべきである。

10年4月改定から約1年。この他医療機関受診の問題の大きさがどんどん明らかになってきている。協会では、引き続きこの件を問題とし、厚生労働省に対して異を唱えていきたい。

入院中の患者が、必要があり他医療機関を受診した場合には、入院側が算定する入院料が、点数表の規定により、30%ないし70%減算される取扱い(DPCを除く)となっている。医療療養病床についても例外ではない。療養病棟入院基本料を算定している患者が受診した場合、外来側が算定した基本診療料以外の点数(特掲診療料)のうち、療養病棟入院基本料に包括するとされている点数が含まれる場合には入院料を70%減算。含まれない場合であっても30%減算する仕組みになっている。今回、入院中の他医療機関受診に関して、府内で療養病棟入院基本料を算定している病院を取材し、話を聞いた。

「良心的な取扱いが追加された」と誤解されそうであるが、これは、外来側で特掲

追いつけなかったのは、30%減算の規定である。あたかも「追いつけなかったのは、30%減算の規定である。あたかも

「追いつけなかったのは、30%減算の規定である。あたかも

「追いつけなかったのは、30%減算の規定である。あたかも

「追いつけなかったのは、30%減算の規定である。あたかも

「追いつけなかったのは、30%減算の規定である。あたかも

「追いつけなかったのは、30%減算の規定である。あたかも

「追いつけなかったのは、30%減算の規定である。あたかも

「追いつけなかったのは、30%減算の規定である。あたかも

「追いつけなかったのは、30%減算の規定である。あたかも

療養病棟をどこまで搾りあげるのか！

入院中の他医療機関受診に係る規制強化で崩壊も

診療料算定がない場合の話である。このようなことが極めて稀なことは、当該病院の状況からも容易に理解できる。

薬剤新規採用による新たなコスト発生

場合、外来側で投薬できるのは専門的な診療に特有な「受診日」のみの分とされてお

「追いつけなかったのは、30%減算の規定である。あたかも

「追いつけなかったのは、30%減算の規定である。あたかも

「追いつけなかったのは、30%減算の規定である。あたかも

「追いつけなかったのは、30%減算の規定である。あたかも

理事提言

TPP（環太平洋連携協定）という言葉が、にわかには前景に躍り出てきた。加盟国間の関税を取り払い、100%の貿易自由化を目指すというもので、農業が壊滅的な打撃を受けると、与党議員の中にも反対論が多い。年頭所感で菅首相が「平成の開国」として打ち上げたのが発端だが、背後にある財界や米国の戦略から見えてくるものは医療にも教育にも、国民生活のあらゆる分野への影響が懸念される。いま日本の医療崩壊はさまざまな分野で進行し、特に救急医療現場のドミノ崩壊はさらなる崩落をも予測させるものである。これを救うはずの医療保険制度上の問題を見ても、高齢者医療をめぐる混乱や介護保険との整合性、リハビリ分野の切り貼りなど一貫性にかけた施策が目につく状態にある。

昨年6月、菅首相が「新田芳生氏が「医療ツーリズム日本にも」という投稿を寄せ、放射線医学研究所の重粒子線医療を例に挙げながら「富の創造」に向けて、海外から訪れる患者のためは最もおいしい話であり、

とんでもないTPP参加狙いは混合診療解禁

政策部会

津田 光夫



また神戸市では、先端医療センターが現実味を帯び始め、その周辺にがんや心臓疾患、移植再生医療などの専門病院群を作り、そこ

成長戦略」の中で国際医療の宿泊施設や観光とのセッ トなどで、「地域の産業構造を転換する道」として推奨している。またこれとセットになる形で今年1月には「医療滞在ビザ」が新設された。

改定版 医療安全対策の常識と工夫

33

前回に述べた被害者意識に陥った医師は、何故、自分が被害を被っていると感じたのでしょうか。

被害者意識を持った多くの医師も、一応は患者さん側に事態の説明を試みているようです。その結果、素人の患者さんから医師としての技量を否定されたり、人格についてまで非難されることもあるようです。また、脅迫・恐喝まがいのことを言われることもありま

記者の視点

2

「医師はプライドで生きている職種ですから」と、何年か前、ある看護師からもらったメールに書かれていて、なほそうかと思ったことがある。

医師を「先生」と呼ぶ医療現場の習慣を少し見直してはどうかという提案を、この欄の前身「記者の視点」に書いた時のことだ。その内容を医療系のメーリングリストに投稿したところ、「呼び方は『先生』でなくてはならぬ」と強硬に主張する人もいた。

人間が生きていくうえで自尊心は大切だし、仕事や職業への自負心、誇りもなくてはならない。

その意味でのプライドを持つ

保険診療と自由診療の混合診療への道筋をつける大きな転機ともなると考えられ、民間医療保険にとつては最もおいしい話であり、

この瞬間から医師は、患者さんを患者として捉えられなくなり、その存在が自分にとって美に厄介な時に脅威となるのです。このような状態に陥ってしまう

どちらが被害者？

と、患者さんやその家族を避けよう、避けよう（無意識にも）振る舞ってしまうこともあるでしょう。しかし、そのように振る舞っても事態は一向に解決へは

読売新聞大阪本社編集委員 原 昌平

「プライド」と「プロ意識」

カーや料理人に比べてエライわけではない。難しい医学部の入試に通った（かつて受験勉強ができた）、医師国家試験に通過した（オールマイティの医師免許を得た）といったことは、職業の上下関係や腕前とは別

現場の指揮役を務めたり医療施設の管理者であったりするのには「役割」ではなからうか。一般の企業でもそうだが、管理的な地位に就いたか

プライドが傷つく、という言葉もある。プライドの高い人は、批判を受ける被書感情を抱きやすいようだ。一部

の医師たちが時々、医療問題をめぐる報道に激しく反発するのを見ると、プライドの高さの裏返しではないかという印象を受けることがある。

結局、プライドというのは、意識すればするほど、あまり有益な作用をもたらさないのではないか。では、どんな意識を持った方がいいのか。お勧めは「プロ意識」である。これも日本語の世界だが、高い技能を持った専門職や職人をプロと呼ぶ。

第二に、自分の側の事情で言い訳をしない。睡眠不足だった、人間関係で気分がくさくさしていた。そういったことは、仕事を提供する相手には関係がない。

第三に、意見や指摘を受け入れる。プロ野球選手もエリートに現場の裁量。プロらしい仕事は機械的にはできない。ただしそこには責任を伴う。基本を怠ることは許されないし、他のプロからシビアに評価されることも覚悟しないといけない。

協会看板を新設

京都府保険医協会及び有限会社アミスの案内看板が烏丸通沿いに掲げられました。これまでは、入居ビル（カーニープレイス四条烏丸）の看板スペースに空きがなかったため、ビル外側に掲げられず、ご迷惑をおかけしていました。今後は青地に白文字の看板を目印にご来所下さい。



京都府保険医協会

〒604-8162

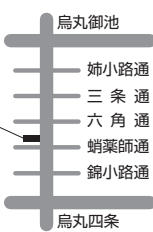
京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町637

第41長栄カーニープレイス四条烏丸 6 階

TEL 075-212-8877 FAX 075-212-0707

地下鉄四条駅・阪急烏丸駅22出口より徒歩3分、

地下鉄烏丸御池駅6出口より徒歩3分、 駐車・駐輪場なし



保険診療



紙カルテを更新して別冊を作成する場合について

Q、年度末にあたり、紙カルテを更新して別冊を作成しようと考えています

A、紙カルテを更新して別冊を作成する場合は、傷病名の記載をはじめ、既往症、主要症状、治療経過等のサマリーを必ず記載しておくことが必要です。

また、古いカルテ等の取り扱いについて、カルテや診療に関する諸記録の保存期間は、患者の診療が完了した日から起算するとされて

保険請求等の疑問があれば協会にお寄せ下さい。

右京医師会と懇談

1月28日 右京医師会館

保険医年金や医事紛争で意見交換

協会は1月28日、右京医師会との懇談会を開催した。地区から8人、協会から5人が出席し、右京医師会・國枝恒治副会長の司会で進められた。村上堯地区会長は、「協会の情報提供の中から、活発な意見交換を行いたい」と挨拶した。

まず、保険医年金の引受保険会社(三井生命、明治安田生命、富国生命、ソニー生命)の引受割合について、地区から「引受割合が最も高いソニー生命がなぜ引受割合が最も低く、格付けが最も低い三井生命が高いのかとの質問があった。これに対し協会から、「三井生命株式会社は設立当初

より幹事会社であり引受割合は高く、ソニー生命については参入当初から、引受割合を1割とする契約で参入した経過がある」と説明した。その上で、投資家の投資指標を示した「格付け」のほか、もうひとつ注目する点として、支払い余力を示す「ソルベンシーマージン比率」を紹介、「一般に20%以上あれば安全だといわれており、09年度決算においても三井生命は702.0%であり、心配には及ばないだろう」と回答した。



13人が出席して開かれた右京医師会との懇談会

識の要を挙げたことについて、地区から「患者と医師はどうしても対立関係になりがちである。協会として、それを緩和するための具体策はあるか」との質問があった。これに対し協会

から、「福島県立大野病院の無罪判決は、国民に対して医師不足や過重労働などの医療問題をあらわにしたという意味で、大きなターニングポイントであった」とし、「今後も協会紙をはじめとする広報のほか、メディアやマスコミ対策も強化していく」と説明した。

現在の右京区内で診療に携わる医師は、親からの2代目が多いという。国保の都道府県単位化については、地区から、「1代目は比較的、財政に恵まれた状況であったが、我々はそうではない。いまや国保はどの市町村も赤字続きの財政難である。本日に回復の見込みはあるのか。そういった要求はどこにすればいいのか」との認識を示した。

そのほか、京都府内の審査問題や、協会の理事選出などについて意見交換を行った。

会員投稿の募集
「私のすすめる○○」コーナーを、本紙に新設します。本・映画(DVD)・音楽(CD)等、新旧問わず、心に残った作品紹介をご投稿下さい。字数は800字以内。

医療安全シンポジウム「医事紛争と医師賠償責任保険」

日時 3月12日(土)
①シンポジウム:午後4時～6時30分
②懇親・懇談会:午後6時30分～8時
場所 新・都ホテル「陽明殿」の間(JR京都駅八条口前 ☎075-661-7111)
パネリスト
①京都府保険医協会理事 林 一資
②京都府保険医協会副理事長 貫戸 幸彦
③損保ジャパン大阪サービスセンター第一業務部医師賠償サービスセンター課担当課長・新関 秀教氏
④京都中央法律事務所 弁護士・江頭 節子氏
参加費 1人2,000円(懇親会費含む)当日徴収
参加申し込みは前日までに
共催 京都府保険医協会 有限会社アミス

第639回社会保険研究会 ニコチン依存症の治療について ～成功率を上げる工夫～

土井内科医院副院長 土井 たかし 氏
日時 3月12日(土) 午後3時～5時
場所 京都府保険医協会・会議室
共催 京都府保険医協会 ファイザー株式会社
※参加は無料、事前申込は不要です。
※審査委員会日より日医生涯教育講座の受講証を出席会員にお渡します。

第9回文化講座「哲学シリーズ 第2弾」

日時 3月13日(日) 午後2時～4時
場所 京都府保険医協会・会議室
演題 初歩から学ぶギリシア哲学 ―ソクラテスとプラトンを中心に
講師 神戸松蔭女子学院大学文学部総合文芸学科教授 山田 道夫 氏
参加費 無料(要申込、定員40人)

医院継承講習会 相続税法の改正を踏まえて

2011年の税制改正大綱によると相続税法が改正され、併せて贈与税も見直される。これらを受けてスムーズな医院継承について検討します。

日時 3月29日(火) 午後2時～4時
場所 京都府保険医協会・会議室
テーマ 医院継承について
～相続税の改正を踏まえて
講師 ひろせ税理士法人所長 花山 和士 税理士
協賛 有限会社アミス

子どものいのちと健康を守ろう！ 元気フェスタ in 京都

世界髄膜炎デーの4月24日、子どもの健康と子育てに役立つ市民参加企画を開催。参加無料

日時 4月24日(日) 午前10時～午後3時30分
会場 ともみらい館(間之町通竹屋町下ル)
内容 ①バザー・かみしばい②ベビーピクス③小児科のお医者さんと話そう④講演会 知って安心♡病気のサインとワクチンの話(講師:武内 一氏)⑤バルーンリリース(ゲスト:まゆまる)
主催 子どものいのちと健康を守ろう！ 元気フェスタ in 京都実行委員会

管理者向け 指導対策学習会 京都府における指導、監査の実態 ―その時あなたはどのようにしますか？

学習会では、個別指導にあたった場合など、いざという時にも慌てずに済むよう、個別指導の内容やポイントを解説し、日常診療での留意点などを学んでいただきます。

日時 4月27日(水) 午後2時～4時
場所 京都市内(予定)
参加費 2,000円(会場費として)
テキスト 『保険医のための審査、指導、監査対策―日常の留意点』(保団連発行)
※会員には1冊無料で送付します(3月末予定)。学習会当日にお持ち下さい。
申込 『グリーンペーパー』No.175(3月25日発行)の申込用紙でお申込み下さい

老いて後

谷口 謙 (北丹) — <43>

ひょう へい 漂萍の記

長い人生を経てきたためか、また、眠れない夜が続くためか、いろいろな思いが枯れた頭のなかを駆けめぐ。今回の連載は青春の追憶を中心に書き綴るつもりだったが、やはり青春だけを切り離して考えるのは不可能だ。連結した人生なんだから。ぼくは四修で松江高校に合格したことが嬉しく、また自分の幸運を思ってきたが、今となり冷静に考えると千か一か、何れかは不明だと思ふ。あの時受験に失敗し、宮津中学に5年間通っておれば、最上級生として新しい交友もでき、また別のコースも見えたかもしれない。これは

クラスメート

人のうち、10番から20番のあたりをうろうろしていた。つまり特別の生徒ではなかった。もちろん運動が全くなかったせいもあるだろうが。

ぼくたちは宮津中学37期生なのだが、このクラスの

上位5番位までは秀才で、社会的地位も高い所までいった人がつまっていた。何回か書いたが、滝野もそのあたりをうろうろしていたはずだったが、別に常連は山口開生、前にちょっと

野家も藩の家老職で、沼野家の正面には大きな堂々とした門が残っていた。今もあるかどうかは不明だが、テレビなどでよく見る時代を経た幕末時代のものである。沼野はその後、級長になることはなかったが、いつのことだったか彼の息子が、丹後中央病院の事務長に就任していたことがあり、2回お会いしたが彼の執務中でもあり、長い話はできなかった。これより前か後かはっきりしないが、ぼくは沼野の訃報を聞いた。某日、吉岡均二に電話をしたとき、沼野は激症肝炎で急死したとのことだった。

吉岡は古い友人で、高校から京大医学部に進み、卒業後、ぼくと同じように大学の教室に残らず、ぼくと同様同じく丹後中央病院内科に勤めた。開業してからは医師会、その他あらゆる役職を務め、止めた後は好きな画業に専念している。うらやましい生涯である。

山口開生はNTTの会長で相談役も務め、引退して数年後に病死したと新聞記事で知った。彼の弟がぼくの住む大宮町口大野に住んでおられ、長身美貌の夫人に会ったことがある。子どもさんの予防注射か、就学時の児童健診時のことだった。

たろうと思う。山口の出た旧制高校名は知らないが、おそらくナンバースクールだったと思う。大学はもちろん東大。

福田は四高―東大のコースだと思ふ。彼は労働省内で高位まで登り、定年後政界に入るようすすめられたが辞退したと聞く。

村山はおそらく三高だったろう。彼の兄を宮津駅前の村山宅前で数回見かけたことがある。兄者は三高出の白線浪人で、翌年無事東大に入られたと聞いた。同級生の村山は建設省に入り、彼も高位までのほりつめたときいたが、吉岡均二とは彼の画業との関係で接